

特集

案内一般

健康・福祉

安全・生活

教育・子育て

情報あれこれ

特集

豊能町人権まちづくり協会とは

設立の目的 憲法に保障されている基本的な人権を擁護し、町民ぐるみで人権意識の普及高揚に関する啓発活動を行い、あらゆる人権が尊重される住みよい町づくりの実現に寄与すること

構成団体 各自治会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、障害者団体連絡会、老人クラブ連合会、商工会、とよの人権地域協議会、人権擁護委員会など

活動内容 人権に関する標語などの募集・研修会・人権を考える集い・施設見学会など

協会の昨年度の活動を紹介します。

○人権に関する標語等募集事業

小中学生の部（作文、絵画）、一般の部（標語）を募集し、入選作品を決定しました。1月21日「人権を考える集い」において、入選された皆さんの表彰式を開催しました。

入選作品については、人権啓発活動の一環として、啓発カレンダーに掲載し、人権を考える集いなどで配布しました（町教育委員会との共催）。

○研修会

人権を考える集いにおける講演会

や施設見学（ピースおおさか（大阪国際平和センター））により人権についての知識を深めました。

○人権週間のぼりの設置

12月4日～10日の人権週間にあわせ、各自治会館や、役場・小中学校などの公共施設にのぼりを設置しました。今年度も、講演会などの機会を設け、啓発活動に取り組み予定です。



人権擁護委員をご存じですか

皆さんは「人権擁護委員」をご存じですか。人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき法務大臣から委嘱を受けて活動している民間ボランティアです。地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を、日々、地域の中で行っています。

豊能町では、現在6名の人権擁護委員が活動しています。

○「人権の花運動」「人権教室」

人権擁護委員の主な活動に、大阪法務局（人権啓発活動大阪地域ネットワーク協議会）主催の「人権の花運動」「人権教室」があります。町内の各小学校で順に実施しており、昨年は東能勢小学校で実施しました。

「人権の花運動」は、花の種子、球根などを子どもたちが協力し育てることによって生命の尊さを実感し、その中で豊かな心を育み、優しく思いやりの心を体得することを目的としたものです。

「人権教室」では、1、2年生は、絵本「にじいろのさかな」をまをたすける」を活用し、仲間はずれなど人の心を傷つけるようなことを見た時、どのように行動すればよいか、といったことを学んでもらう機会とすることができました。5、6年生では、中学生の人権作文「いじりといじめ」をもとに、日常的に目にする光景の中にもいじめの元がある、自分もいつ当事者になるかわからない、ということを考えてもらう機会となりました。



全国斉こどもの人権110番強化週間

令和5年度キャッチコピー「こまっけない？ なやんでない？ いっしょにかんがえよう！」こどもをめぐる人権問題の解決のために、電話相談を強化します。相談は無料で、秘密は厳守します。

電話番号「こどもの人権110番」

0120・007・110（ゼロゼロナナのひゃくとおばん）

電話相談以外にも、通年、インターネット人権相談（こどもの人権 SOS・eメール）およびLINE 人権相談を受け付けています。

（インターネット人権相談窓□URL）
<https://www.jinken.go.jp/kodomo>

（LINE公式アカウント）

@snsjinkensoudan

実施期間 8月23日（水）～8月29日（火）

受付時間 午前8時30分～午後7時
 ただし、8月26日（土）、27日（日）は午前10時～午後5時

相談内容 いじめ、不登校、体罰、児童虐待など、こどもの人権問題

担当者 人権擁護委員、法務局職員

問 大阪法務局人権擁護部

☎ 06・6942・9496